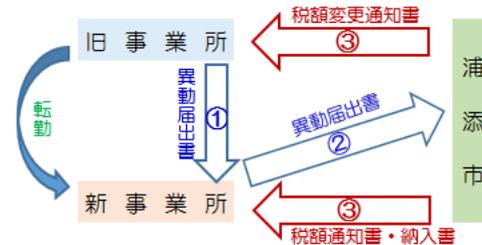


1 納税義務者が異動(退職・転勤等)したとき

納税義務者が退職・転勤等した場合は、異動した月の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」をご提出してください。

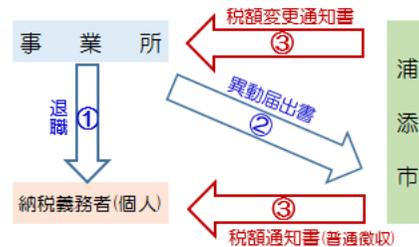
(1) 特別徴収継続(従業員が転勤する場合)

新しい勤務先(給与支払者)で引き続き特別徴収を希望する場合は、新しい勤務先に月割額及び徴収開始月を連絡してください。



(2) 普通徴収への切替(従業員が退職した場合)

一括徴収又は特別徴収継続以外の場合は、普通徴収となります。なお、本人の希望による普通徴収への変更はできません。



(3) 一括徴収

退職等により特別徴収できなくなった未徴収税額(残税額)の徴収については、残税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合は一括徴収となります。※残税額の一括徴収にご協力ください。

6月1日～12月31日	本人の申出により一括徴収
1月1日～4月31日	一括徴収(本人の申出不要) ※一括徴収が義務付けられています。

※納入書の納入額を変更する必要があります。(一括徴収した税額を納入する月の納入額を増額し、以降の納入額を減額してください。)

*死亡による退職の場合は一括徴収できません。普通徴収への切替となりますのでご注意ください。

2 特別徴収税額の変更(法第321条の6)

特別徴収税額の通知後に、課税情報の更正等により税額が変更になった場合は、「特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)(茶色)」、// (納税義務者用)(緑色)」を送付しますので、変更後の月割額を基に徴収してください。

なお、その場合は、変更後の納入書は新たに送付しておりません。税額を確認し変更して使用してください。

納税義務者用(緑色)は、従業員の方にすみやかにお渡しください。

※原則、月割額は電話でお答えしていません。「特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)」で確認をお願いします。

3 普通徴収から特別徴収への切替

「特別徴収への切替申請書」をご提出してください。特徴開始月は、特別徴収義務者の方で、徴収可能な月を必ず記載してください。

※特別徴収税額の通知書発送は受理後より2～3週間はかかりますので、特徴開始月は2ヵ月程度の余裕をもって行ってください。別紙の特別徴収税額の変更通知書送付予定日を参考にしてください。

4 特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合

事務所移転、会社名変更等による特別徴収義務者の所在地・名称に変更があった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称等変更通知書」をすみやかに提出してください。

5 納期の特例(法第321条の5の2、条例第46条の2)

給与の支払いを受ける方が常時10人未満である場合は、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を市長に対して提出し、その承認を受けたときは、次のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

- (1) 6月分から11月分までは12月10日まで
- (2) 12月分から5月分までは6月10日まで

6 納税義務者が浦添市から転出したとき

- (1) 市民税・県民税は1月1日現在の所在地のある自治体で課税されます。
浦添市で課税した納税義務者が、その後市外に転居しても、今年度分は全て浦添市に納税してください。
※転居による異動届出は提出不要です。
- (2) 給与支払報告書提出後に、1月1日現在の住所が浦添市以外であったことが判明した場合は、
 - ① 住所誤報で『給与所得者異動届出書』を提出してください。
 - ② 正しい住所の市町村には、新たに給与支払報告書を提出してください。

7 納期限までに納入しなかった場合(法第326条、329条、331条)

特別徴収した税額を納期限までに納入しない場合は、その翌日から納入の日までの期間に応じて延滞金が徴収されます。
また、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分を受けることになりますので、特に注意してください。

8 郵便局・ゆうちょ銀行の指定について

特別徴収税額の納入に沖縄県外の郵便局・ゆうちょ銀行を利用する場合は、「指定通知書」に利用する郵便局名又はゆうちょ銀行名を記入し、最初に納入する納入通知書(納付書)と一緒に提出してください。※最初の1回のみ。
なお、前年度に引き続きゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、「指定通知書」の届出は必要ありません。

※必要に応じて市役所市民税課までご連絡ください。

9 特別徴収関係書類への個人番号又は法人番号の記載について

社会保障、税番号制度(マイナンバー制度)の導入により、平成27年10月から個人番号又は法人番号が通知されました。
今後、特別徴収関係書類を提出する場合には、個人番号又は法人番号を記入して頂く必要があります。

1 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職所得に係る市民税及び県民税は、退職手当等の支払をする際に他の所得と区分して税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を徴収していただきます。

2 納入について

退職手当等の支払をする際、その税額を徴収して、徴収した月の納入期限までに「納入書」により、金融機関等へ納入していただきます。
なお、納税義務者が、年の途中で住所を他の市町村へ変更した場合であっても、退職手当等の支払を受けるべき日(退職した日等)の属する年の1月1日現在に浦添市内に住所を有していた場合は、その税額を浦添市へ納入していただくことになります。

3 退職所得に係る税額の求め方

(1) 退職所得控除額を求めます。

勤務年数(端数切上げ)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)
障害による退職の場合	上記の控除額に100万円加算

(2) 退職所得の金額を求めます。(退職所得の金額は千円未満を切り捨て)

1. 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$(退職手当等の金額 - (1)退職所得控除額) \times 1/2 = 退職所得金額$$

2. 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$(退職手当等の金額 - (1)退職所得控除額) = 退職所得の金額$$

3. 短期退職手当等に係る退職所得金額の計算(令和4年1月1日以後)

短期退職手当等の収入金額-退職所得控除額 ≤ 300万円の場合	短期退職手当等の収入金額-退職所得控除額 > 300万円の場合
(短期退職手当等の収入金額-退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得金額	150万円(注1) + {短期退職手当等の収入金額 -(300万円+退職所得控除額)}(注2) = 退職所得金額 (注1) 300万円以下の部分の退職所得金額 (注2) 300万円を超える部分の退職所得金額

※ 特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

役員等とは ①法人税法第2条第15号に規定する役員 ②国会議員及び地方公共団体の議会の議員 ③国家公務員及び地方公務員をいいます。

※ 短期退職手当等とは、短期勤続年数(役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間を含めて計算します。)に対応する退職手当等として支払いを受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

(3) 特別徴収すべき税額を求めます。(特徴すべき税額は、百円未満を切り捨て)

退職所得の金額	×	税率		=	税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%		(A)	(B)

令和7年度特別徴収税額の変更通知書送付予定日

月	各種届出書提出期限	通知発送予定日
6月	令和7年6月6日(金)	令和7年6月10日(火)
	令和7年6月20日(金)	令和7年6月25日(水)
7月	令和7年7月7日(月)	令和7年7月11日(金)
	令和7年7月24日(木)	令和7年7月28日(月)
8月	令和7年8月4日(月)	令和7年8月8日(金)
	令和7年8月18日(月)	令和7年8月22日(金)
9月	令和7年9月1日(月)	令和7年9月5日(金)
	令和7年9月18日(木)	令和7年9月22日(月)
10月	令和7年10月6日(月)	令和7年10月10日(金)
	令和7年10月20日(月)	令和7年10月24日(金)
11月	令和7年11月6日(木)	令和7年11月10日(月)
	令和7年11月17日(月)	令和7年11月21日(金)
12月	令和7年12月1日(月)	令和7年12月5日(金)
	令和7年12月15日(月)	令和7年12月19日(金)
1月	令和8年1月9日(金)	令和8年1月13日(火)
	令和8年1月19日(月)	令和8年1月23日(金)
2月	令和8年2月2日(月)	令和8年2月6日(金)
	令和8年2月16日(月)	令和8年2月20日(金)
3月	令和8年3月2日(月)	令和8年3月6日(金)
	令和8年3月19日(木)	令和8年3月23日(月)
4月	令和8年4月6日(月)	令和8年4月10日(金)
	令和8年4月20日(月)	令和8年4月24日(金)
5月	令和8年5月8日(金)	令和8年5月13日(水)
	令和8年5月22日(金)	令和8年5月27日(水)

※特別徴収の開始月は、通知書到達予定日と貴事業所の給与計算締日等を考慮してください。

※普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替はできません。

(納期限 第1期:6月30日 第2期:9月1日 第3期:10月31日 第4期:2月2日)

※原則、税額は電話でお答えしていません。

※ 郵便局・ゆうちょ銀行の指定について ※

沖縄県外の郵便局・ゆうちょ銀行を利用される場合は、右面「指定通知書」に利用する郵便局名又はゆうちょ銀行名を記入し、最初の納入の際にその郵便局又はゆうちょ銀行に提出してください。

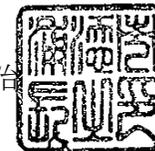
※ 沖縄県内の事業所様は、この用紙の提出は必要ありません。



令和 年 月 日

御中

浦添市長 松本 哲治



指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局(店)を当市の特別徴収税額に係る市民税及び県民税取扱局(店)に指定しましたので通知します。

- 1 口座番号 02090 - 6 - 960167
- 2 加入者の名称 浦添市会計管理者
- 3 取りまとめ店 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター
〒812 - 8794

特別徴収への切替申請書

[普通徴収 → 特別徴収]

令和 年 月 日	給与支払者 浦添市長 殿	住所又は所在地											連絡先	係名		新規 ○印 事業種目
		氏名又は名称	フリガナ											氏名		
		法人番号														

給与所得者	受給者番号 (あれば記入)	フリガナ		生年月日	左記の者について 普通徴収の <input type="text"/> 期分から 当社で <input type="text"/> 月分より 特別徴収いたします。
		氏名		年 月 日	
	1月1日の住所				
	現住所				

異動年月日	令和 年 月 日	注意事項	※普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替はできません。 【普通徴収の納期限】 第1期:6月30日 第2期:8月31日 第3期:10月31日 第4期:1月31日 納期限が土、日曜日・祝祭日の場合は、翌日(平日)となります。	市町村処理欄
申請理由(○印をつけてください。)				台帳処理年月日
入社したため				入力処理年月日
その他(例:復職など)				通知書番号
				個人コード(宛名番号)

※新規の場合新規に○印をつけ、事業種目を記入してください。

【記載例】

特別徴収への切替申請書

[普通徴収 → 特別徴収]

令和 ○年 10月 20日 浦添市長 殿	給与支払者	住所又は所在地	浦添市西洲○-○-○										特別徴収義務者指定番号	2400151	新規 ○印					
		氏名又は名称	フリガナ	ウラソエショウジカブシキガイシャ 浦添商事 株式会社												連絡先	係名	給与係	事業種目	
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0					1	2		3

給与所得者	受給者番号 (あれば記入)	フリガナ	ウラソエ タロウ	生年月日	左記の者について 普通徴収の 3 期分から 当社で 11 月分より 特別徴収いたします。
	1	氏名	浦添 太郎	S45年 8月 26日	
	1月1日の住所	浦添市安波茶1-1-1			
	現住所	同上			

異動年月日	令和 ○年 10月 15日	注意事項	※普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替はできません。 【普通徴収の納期限】 第1期:6月30日 第2期:8月31日 第3期:10月31日 第4期:1月31日 納期限が土、日曜日・祝祭日の場合は、翌日(平日)となります。	市町村処理欄
申請理由(○印をつけてください。)				台帳処理年月日
<input type="radio"/>	入社したため			入力処理年月日
<input type="checkbox"/>	その他(例:復職など)			通知書番号
				個人コード(宛名番号)

※新規の場合新規に○印をつけ、事業種目を記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出してください。

右の※印の欄には記入しないでください。

※CD		
処 ※理 日	現年度	
	新年度	
	両年度	
特別徴収義務者 指 定 番 号		
宛 名 番 号 (注1)		
連 絡 者	係	
	氏名	
	TEL () (内線)	

年 月 日 浦添市長 殿	給 (特別 徴収 義務 者) 支 払 者	住所(居所) 又は所在地	郵便番号
		フリガナ	
		名称	
		個人番号又は法人番号	

給与所得者(異動者)		(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
フリガナ	生年月日	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報	<input type="checkbox"/> A. 特別徴収継続 <input checked="" type="checkbox"/> B. 一括徴収 <input type="checkbox"/> C. 普通徴収 <small>Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。</small>
氏名							
受給者番号							
個人番号							
1月1日現在の住所							
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所	円	円	円			

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う。
※浦添市役所より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 月分で納入する。
(月 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額(ウ)と同額
	円

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号

新 特 別 徴 収 義 務 者	所在地	
	フリガナ	
	名称	
	個人番号 又は法人番号	
連 絡 者	係	
	氏名	
	TEL () (内線)	

月割額 円を 月分から徴収し納入する。

下の欄には、その年の1月1日から退職時まで
に支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む。)	退職手当等の支払額(支払予定額)
円	円
社会保険料額	勤続年数
円	

一括合徴の収理しない理由

- 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
- 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与又は退職手当の支払がないため。
- その他 理由 ()

- ご注意
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

納入書の書き方

1. 納入税額が「納入金額(1)」の欄の税額と一致している場合

領収証書、納入書、納入済通知書それぞれ記入不要です。

この欄は
記入する必要
はありません。

領収証書		納入金額(1)	
		243,600円	
納 入 金 額 (2)	給与分 <small>(一括徴収分を含む。)</small>	億	千
	退職 所得分	百	十
	延滞金	万	千
	督促 手数料	百	十
	合計額	円	十

納入書		納入金額(1)	
		243,600円	
納 入 金 額 (2)	給与分 <small>(一括徴収分を含む。)</small>	億	千
	退職 所得分	百	十
	延滞金	万	千
	督促 手数料	百	十
	合計額	円	十

納入済通知書		納入金額(1)	
		243,600円	
納 入 金 額 (2)	給与分 <small>(一括徴収分を含む。)</small>	億	千
	退職 所得分	百	十
	延滞金	万	千
	督促 手数料	百	十
	合計額	円	十

2. 納入税額が「納入金額(1)」の欄の税額と異なる場合

領収証書、納入書、納入済通知書それぞれの「納入金額(1)」を一本線で抹消し、「給与分」、「合計欄」に変更後の税額を記入してください。

この欄は
手書で記入し
てください。

領収証書		納入金額(1)	
		243,600円	
納 入 金 額 (2)	給与分 <small>(一括徴収分を含む。)</small>	億	千
	退職 所得分	百	十
	延滞金	万	千
	督促 手数料	百	十
	合計額	円	十

納入書		納入金額(1)	
		243,600円	
納 入 金 額 (2)	給与分 <small>(一括徴収分を含む。)</small>	億	千
	退職 所得分	百	十
	延滞金	万	千
	督促 手数料	百	十
	合計額	円	十

納入済通知書		納入金額(1)	
		243,600円	
納 入 金 額 (2)	給与分 <small>(一括徴収分を含む。)</small>	億	千
	退職 所得分	百	十
	延滞金	万	千
	督促 手数料	百	十
	合計額	円	十

退職所得に係る市民税・県民税納入申告書の書き方

沖縄県浦添市 個人市民税 領収証書 (公)
個人県民税

市区町村コード					口座番号					加入者名								
4	7	2	0	8	5	0	2	0	9	6	1	6	7	浦添市会計管理者				
指定番号										納入金額(1)								
2400606										円								
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。																		
納期限		納 入 金 額 (2)	給与分一括徴収分を含む	億	千	百	十	万	千	百	十	円	5 2 6 0 0					
本書は納期限を過ぎるとゆうちょ銀行及び郵便局では使用できません。			退職所得分	億	千	百	十	万	千	百	十	円	5 4 3 2 0 0					
			延滞金	億	千	百	十	万	千	百	十	円						
			督促手数料	億	千	百	十	万	千	百	十	円						
		合計額	億	千	百	十	万	千	百	十	円	5 9 5 8 0 0						
(特別徴収義務者) 住所 〒901-2114 又は 浦添市安波茶2丁目2番2号 所在地 氏名 又は 名称 浦安商事 株式会社 殿										領収日付印								

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

月割分(毎月の税額)と退職に伴い月割分の残額を一括徴収した場合の合計額

(表)

市 県 民 税 納 入 申 告 書	浦添市長 殿									
	令和〇年 9月 10日 提出									
	年 月 分					人員				
	退 職 手 当 等 支 払 額					2 人				
	特別徴収税額					市民税 3 2 5 9 0 0 県民税 2 1 7 3 0 0				
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。 (特別徴収義務者) (受付印)										
住所又は所在地 〒901-2114 浦添市安波茶2丁目2番2号 株 浦 氏名又は名称 浦安商事 株式会社 式 安 法人番号または個人番号 2345678901234 会 商 印 社 事										
※ お手数ですが、内訳をご記入願います。										

1月1日の住所	浦添市宮城〇-〇-〇	1月1日の住所	浦添市前田△-△-△
氏名	浦添 一郎	氏名	浦添 次郎
就職年月日	RO.O.O	退職年月日	RO.O.O
勤続年数	5年	支払金額	8,136,000円
特別徴収税額	市民税 184,000円 県民税 122,700円	特別徴収税額	市民税 141,900円 県民税 94,600円

退職手当(金)の支払金額に係る市民税・県民税額

(裏)